

守口市総合設計制度許可取扱要綱

制 定 平成 10 年 11 月 16 日

改 正 平成 17 年 4 月 1 日

改 正 平成 26 年 12 月 9 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例制度(以下「総合設計制度」という。)の許可に関し必要な事項を定めることにより、総合設計制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用及び市街地環境の整備、改善並びに市街地住宅の供給及び促進に資することを目的とする。

(許可方針)

第 2 条 総合設計制度に係る許可は、建築計画が、国土交通省が定める「総合設計に係る許可準則」及び「総合設計許可準則に関する技術基準」による技術的助言の趣旨に基づき別に定める守口市総合設計制度許可取扱要綱実施基準（以下「実施基準」という。）に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意が得られるものに行う。

(許可申請)

第 3 条 前条の許可を受けようとするものは、許可申請書、守口市建築基準法施行規則(昭和 47 年守口市規則第 10 号)第 5 条に規定する図書又は書面及び実施基準で定める図書を提出しなければならない。

(事務)

第 4 条 この要綱の実施についての事務は、都市整備部建築指導課において行う。

附 則

この要綱は、平成 10 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 9 日から施行する。